

野焼きは禁止されています



野外で廃棄物を焼却すること（野焼き）は、原則禁止されています。

野焼きとは、適切な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却することで、次のようなことが該当します。

- 庭に置いたドラム缶や空き地でごみを焼却すること
- ブロックで囲んだ場所でごみを焼却すること
- 許可基準を満たしていない焼却炉でごみを焼却すること
- 道路、河川等の空き地でごみを焼却すること

ごみを燃やすと臭いが洗濯物についたり、悪臭により気分が悪くなったり、煙が部屋に入るので窓を開けられないなどの弊害が生じ、近隣住民とのトラブルの原因となります。また、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類など有害物質を発生させる原因になります。雑草などの可燃ごみは収集日に出すなど、野焼きを行わないようにしてください。

※一部、野外焼却の例外とされているものもありますが、「消防署に届出を行えば良い」というものではありません。大量の煙や臭いが発生し、近隣住民に迷惑となる場合は指導の対象となります。



野焼き例・・・このような焼却は違反です。



※ 違反した者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、もしくはその両方を課せられることがあります。

問い合わせは・・・ おおい町役場 暮らし環境課 (TEL0770-77-4058)